

○美郷町雇用促進支援金給付要綱

令和2年7月6日告示第101号

改正

令和3年3月18日告示第32号

(目的)

第1条 この要綱は、町民を新たに雇用した事業者に対し、予算の範囲内において美郷町雇用促進支援金（以下「支援金」という。）を給付することについて、美郷町補助金等の適正化に関する規則（平成16年美郷町規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定め、新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用環境の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者 町内に事業所を有する個人又は法人で、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業（宗教団体、政治団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体、性風俗営業等を除く。）を行う者

(2) 新卒者 学校教育法（昭和22年法律第6号）に規定する学校（小学校及び幼稚園を除く。）、専修学校又は外国の教育施設を卒業後3年以内の未就職者

(3) 移住者 当町に住民登録された日の前日まで10年以上連続して町外に住民登録していた者

(4) 正規雇用者 雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（ただし、1週間の所定労働時間が30時間未満の者は除く。）として雇用される者

(支援金対象者)

第3条 支援金の対象となる者（以下「支援金対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 新卒者で、正規雇用者として町内に所在する事業所において6か月以上雇用されている者。(ただし、雇用日から継続して町内に居住している者に限る。)
- (2) 移住者で、正規雇用者として町内に所在する事業所において6か月以上雇用されている者。(ただし、雇用日において60歳未満で、雇用日から継続して町内に居住している者に限る。)
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により事業主都合により解雇された者で、正規雇用者として町内に所在する事業所において6か月以上雇用されている者。(ただし、雇用日において60歳未満で、雇用日から継続して町内に居住している者に限る。)
- (4) 次の奨励金又は補助金の交付決定を受けた者より、正規雇用者として町内に所在する事業所において6か月以上雇用されている者。(ただし、雇用日において60歳未満で、雇用日から継続して町内に居住している者に限る。)

ア 美郷町商工業振興奨励金交付要綱(平成22年3月25日告示第26号) 操業の日から2年以内の雇用に限る。

イ 美郷町本社機能移転促進事業補助金交付要綱(平成27年5月1日告示第46号) 本社移転登記日から2年以内の雇用に限る。

ウ 美郷町起業家総合支援事業補助金交付要綱(平成27年5月1日告示第48号) 創業の日から2年以内の雇用に限る。

エ 美郷町中小企業新分野進出応援事業補助金交付要綱(令和3年3月18日告示第31号) 新分野進出の日から2年以内の雇用に限る。

(支援金の給付対象者)

第4条 支援金の給付を受けることができる者は、前条の支援金対象者を雇用し、次の各号を全て満たす事業者(以下「給付対象者」という。)とする。

- (1) 町税を滞納していないこと。
- (2) 支援金対象者の雇用開始日の前日から起算して6か月前の日から給付の申請をした日までの間に、事業者都合による離職者がい

ないこと。

(3) 支援金対象者が事業者（法人の場合は代表者）の三親等以内の親族でないこと。

(支援金の額)

第5条 支援金の給付額は、支援金対象者一人につき15万円（支援金対象者が新卒者に該当する場合は30万円）とする。

(給付申請)

第6条 支援金の給付を受けようとする給付対象者は、美郷町雇用促進支援金給付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 事業者が法人の場合は、履歴事項全部証明書、個人事業主の場合は、事業主の住民票抄本など事業所所在地が確認できる書類

(2) 支援金対象者調書（様式第2号）

(3) 事業所雇用状況証明書（様式第3号）

(4) 支援金対象者に係る雇用契約書又は労働条件通知書の写し

(5) 支援金対象者に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

(6) 支援金対象者の出勤簿等の写し

(7) 支援金対象者の貸金台帳の写し

(8) 直近年度の納税証明書

(9) 支援金対象者が新卒者に該当する場合は、そのことを証する書類

(10) 支援金対象者が移住者に該当する場合は、そのことを証する書類

(11) 支援金対象者が新型コロナウイルス感染症の影響により事業主都合で解雇された者である場合は、そのことを証する書類（様式第4号）

(12) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による支援金の給付を申請できる期限は、支援金対象者を雇用した日から起算して6か月を経過した日が属する年度の3月

31日までとする。

(給付決定)

第7条 町長は、前条の規定による支援金の申請があったときは、その内容を審査し、支援金の給付の可否について決定し、美郷町雇用促進支援金給付決定通知書（様式第5号）により給付対象者に通知するものとする。

(請求及び給付)

第8条 前条の規定による支援金給付額の決定通知を受けた者（以下「給付決定者」という。）は、速やかに美郷町雇用促進支援金給付請求書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに支援金を給付するものとする。

(支援金の返還)

第9条 町長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金給付の決定の全部又は一部を取り消し、既に給付された支援金があるときは、その返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽その他不正な行為により支援金の給付を受けたとき。

(2) その他町長が不相当と認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（令和2年7月6日告示第101号）

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和2年7月1日以後の雇用から適用する。ただし、対象労働者が新型コロナウイルス感染症の影響により事業主都合で解雇された者である場合については、令和2年4月1日以後の雇用から適用する。

(失効)

2 この要綱は、第13条の規定を除き令和3年3月31日（以下「失効日」という。）限りでその効力を失う。ただし、失効日までに第7条

の給付決定を受けた場合に限り、この要綱は、失効日以後も、なおその効力を有する。

附 則（令和3年3月18日告示第32号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定を除き令和6年3月31日限り、その効力を失う。